



令和7年7月25日14時00分
資料配布 近畿地方整備局
福井河川国道事務所

九頭竜川で伐採した樹木の受取希望者を“公募”します
～ 河川管理におけるコスト縮減と資源の有効活用 ～

- ・九頭竜川で伐採した樹木の受け取りを希望される企業や団体、個人の方を公募します。
- ・伐採した樹木は薪などの燃料、農業資材及びチップ加工などに利用することができます。

1. 公募期間

- ・令和7年 7月 26日(土)～令和7年 8月 15日(金)
- ※応募者から受取者を選定後通知します。

2. 配布期間

- ・令和7年 9月 29日(月)～令和7年 10月 10日(金)のうち平日

3. 配布場所

- ・福井市黒丸町地先(九頭竜川と日野川の合流点河川敷)

4. 応募方法

- ・応募様式に必要事項を記入の上、メール、郵送もしくは持参
- ※公募要項は、福井河川国道事務所ホームページ または同事務所にて配布

5. 担当窓口

- ・福井河川国道事務所 河川管理課 伐採木配布担当
- 電話 0776-35-2661(代表)(平日9:00～17:00)

<取扱い>

<配布場所>

福井県政記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所

副 所 長 (河 川) 伊藤 大司 (内線 204)

河川管理課長 松田 政裕 (内線 331)

TEL:0776-35-2661(代表) FAX:0776-35-6979

福井河川国道事務所管内河川区域内樹木受取公募 公募要項

令和7年7月25日

国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所長

次のとおり、「福井河川国道事務所管内河川区域内樹木受取公募」に係る受取者を公募します。

公募の概要

(1) 公募期間

令和7年7月26日(土) ～ 令和7年8月15日(金)

※持ち込みの場合は、土日祝祭日を除く9時～17時

(2) 公募への参加資格

以下のいずれにも該当しない者であること

- イ 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- ロ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- ハ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ニ 直近1年間の税を滞納している者
- ホ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- ヘ その他事務所長が参加不適当と判断する者

(3) 応募方法

別紙の応募様式（様式－1）に以下の内容を記入の上、公募期間内に伐採木配布担当にメール、郵送もしくは持参にて提出する。（郵送は期間内到着分を有効とする）

①応募様式（様式－1）に記入する内容

- イ 応募者の氏名（法人の場合は代表者名）、住所、連絡先
※応募者の選定結果の通知及び当選後の連絡にのみ使用
- ロ 応募受取場所
- ハ 受取を希望する伐採木の使用目的
- ニ 受取を希望する河川産出物の種類（今回は雑木と記載）
- ホ 受取の方法
- ヘ 作業予定期間
- ト 参加資格の合致状況

②送付先

- ・ 郵 送 〒 9 1 8 - 8 0 1 5 福井県福井市花堂南 2 - 1 4 - 7
- ・ 担当者 福井河川国道事務所 河川管理課 伐採木配布担当 宛
- ・ メール kkr-info-naruka@mlit.go.jp

③質問書の提出

質問書の提出期限は、令和 7 年 8 月 1 日(金) 1 7 時とする。

提出期限までに下記連絡先へ、必要事項を質問書(様式-2)に記入のうえメールで送付すること。回答は公募期間内に福井河川国道事務所ホームページで公表する。

なお、質問書送付時には、メール送付後、着信確認のため電話連絡すること。

質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当と判断したものについては、質問及び回答を公表せず、個別に回答する場合がある。

- ・ 連絡先 : kkr-info-naruka@mlit.go.jp

(4) 選定方法の概要

①受取者の決定方法

応募書類をもとに、受取に関する計画及び受取希望期間等から、評価し選定する。

なお、必要な情報収集あるいは、履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施することがある。

②選定結果通知

令和 7 年 8 月 2 5 日(月) 1 5 時以降の郵送による。

審査結果に対して疑問がある応募者は、結果通知日から 1 週間以内に文書で質問することができる。質問書の提出は本要項 (3) 応募方法 ②送付先に提出すること。

(5) 受取場所と樹種、樹径等の情報

受取場所 : 九頭竜川 (福井市黒丸町地先)

(別紙参照)

樹種 : ヤナギ等

樹径 : 1 0 ~ 3 0 c m 程度

長さ : 5 0 ~ 1 0 0 c m 程度

(6) 受取期間

令和 7 年 9 月 2 9 日 (月) ~ 令和 7 年 1 0 月 1 0 日 (金)

※土日を除く 9 時 ~ 1 6 時

(7) 受取にあたって実施すべき安全対策等（清掃、交通整理員）の内容

受取ヤード内での作業や搬出作業においては、関係法令を遵守するものとし、安全対策については、九頭竜川出張所に確認すること。また、作業において、樹木片の散乱等が発生した場合は清掃を行うこととする。

(8) 河川法第25条の許可の際に付すことを予定している条件の内容

本公募の選定結果通知を受けた者は、速やかに次の関係書類を添えて九頭竜川出張所に河川法第25条の規定に基づく樹木採取の申請を行い、許可を受けるものとする。

【河川法第25条申請】

- ・ 河川占用許可申請書
- ・ 事業の計画概要
- ・ 位置図
- ・ 平面図
- ・ 河川現況写真
- ・ 流水占用料等免除申請書

河川法第25条

(土石等の採取の許可)

第二十五条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

(9) その他注意事項

- ① 採取者は、河川管理者が定める採取期間において、河川法、同法施行令及びその他の関係法令の規定並びに許可に付された許可条件を遵守し、採取するものとする。
- ② 営利目的による転売を禁ずる。
- ③ 手続において使用する言語は日本語に限る。
- ④ 積込みは採取者が自ら行っていただきます。

※国の委託業者が積込み補助を行うことも可能ですが、積込みの際に生じた車両等への損傷については国は一切の責任を負いません。

以上

応 募 様 式

令和 年 月 日

福井河川国道事務所長 殿

応募者

住所 〒

氏名

(会社名)

令和7年7月25日付けで公募された、「福井河川国道事務所管内河川区域内樹木受取公募」について応募します。

記

1. 応募受取場所

九頭竜川（福井市黒丸町地先）

2. 受取を希望する伐採木の使用目的（複数回答可）

該当箇所にチェック☑を記載。

☐ 薪 ☐ 雑貨 ☐ チップ加工 ☐ 櫓木（ほたぎ）

☐ その他（_____）

※下記を確認の上チェック☑を記載（必須）

☐ 配布伐採木の営利目的による転売は行いません。

3. 受取を希望する河川産出物の種類

雑木

4. 受取の方法

該当箇所にチェック☑を記載。

- (受取方法) ☐ 丸太で受取る (長さ 約 1 m)
☐ 玉切りにして受取る (長さ 約 5 0 c m)

(運搬方法) 台数: 延べ _____ 台 (1 日 _____ 台 × _____ 日間)

- 車種: ☐ 軽トラック ☐ 1 t トラック ☐ 1. 5 t トラック
☐ 2 t トラック ☐ 3 t トラック ☐ 4 t トラック
☐ 1 0 t トラック ☐ その他 (_____)

※応募数により、配布量が希望に満たないことがあります。

※上記以外に作業に関する質問等があれば記載。

5. 作業予定期間

下記の受取期間内で、希望する作業予定日を記載。

受 取 期 間: 令和 7 年 9 月 2 9 日 (月) ~ 令和 7 年 1 0 月 1 0 日 (金)

※土日を除く 9 時 ~ 1 6 時

作業予定日 : 第 1 希望 _____ 月 _____ 日

第 2 希望 _____ 月 _____ 日

☐ いつでもよい。

第 3 希望 _____ 月 _____ 日

※希望日を元に受取日を調整いたします。

可能な限り第 3 希望まで御記入ください。

希望がなければ「いつでもよい」にチェック☑を記載。

6. 応募者の連絡先

連絡先 (携帯可) : _____

緊急連絡先 : _____

メールアドレス : _____

※メールアドレスは、ある場合のみ記載。

7. 公募受取の応募資格について、該当箇所にすべてチェック☑を記載。

- ☐ 過去 3 年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
☐ 公募期間中において、予算決算及び会計令 (昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号)
第 7 0 条又は第 7 1 条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
☐ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
☐ 直近 1 年間の税を滞納している者ではない。
☐ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして
国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

福井河川国道事務所管内河川区域内
樹木受取公募に関する質問書

令和 年 月 日

福井河川国道事務所 九頭竜川出張所 伐採木配布担当 宛

令和7年7月25日付けで公募された「福井河川国道事務所管内河川区域内樹木受取公募」について、質問書を提出します。

質問内容

氏名：

住所：

電話番号：

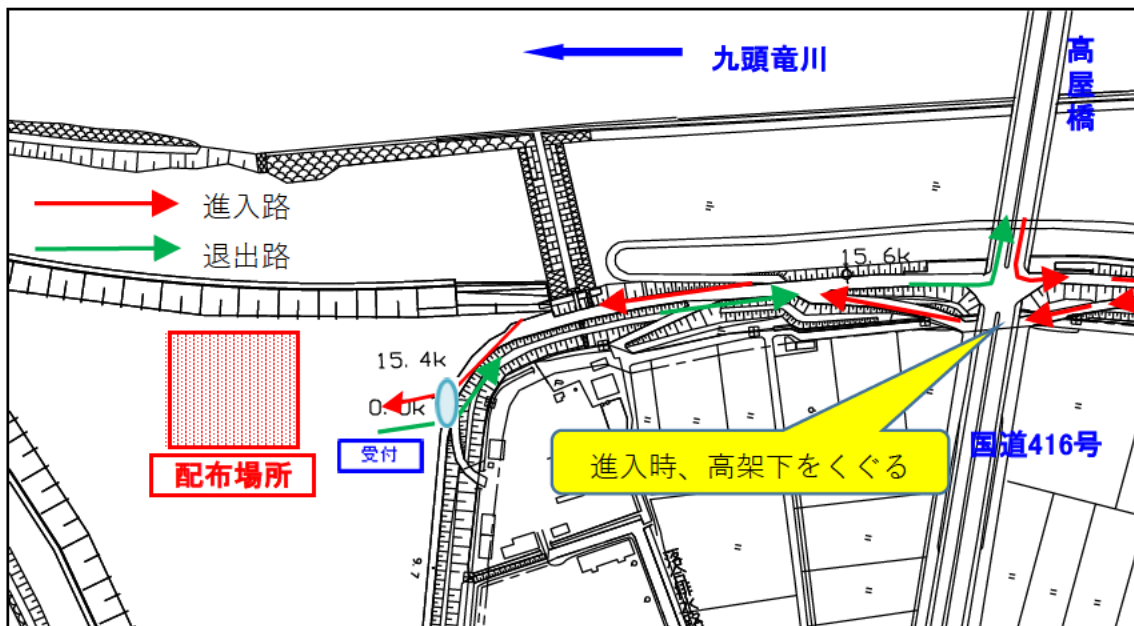
メールアドレス：



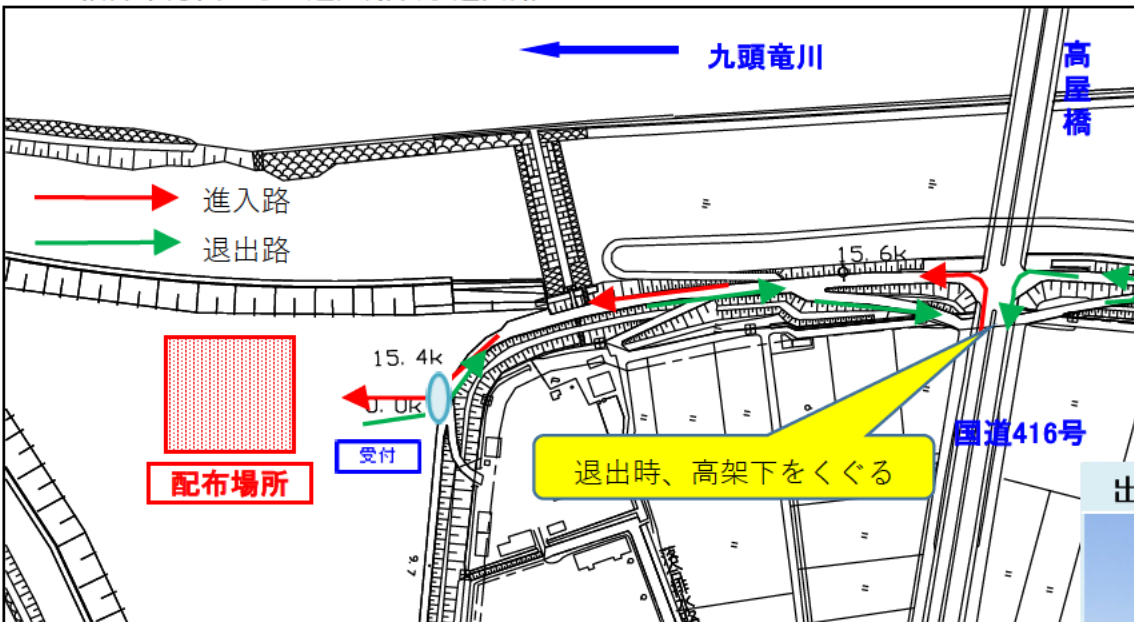
案内図(福井市黒丸町地先)



坂井市方面からの進入路及び退出路



福井市方面からの進入路及び退出路



出入口

